

大芝原自治会会則

大芝原自治会は、地域社会を代表する住民組織である。住民の良好な生活環境を維持・発展させ、地域社会の中で住民がともに協力し、安全で安心なよりよい街づくりを目指すための会則をここに定める。

(名 称)

第1条 本会は、大芝原自治会と称し(以下「本会」という。) 事務所を会長宅に置く。

(区域及び会員)

第2条 本会は、市川市八幡2丁目の一部及び3丁目の一部地域内に居住する世帯主及び事業所の代表者を正会員とし、議決権は1票(個)とする。但し、暴力団事務所及びその構成員又は準構成員、反社会的宗教法人等は、会員資格を有しないものとし、万一判明した場合には無条件で退会させることができる。

2 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する地域外の個人等で、議決権は有しない。但し、役員が賛助会員になった場合は、役員会の承認の基、最長で役員任期満了までの残任期間の役員業務を継続できる。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互及び行政等の協力・協調のもとに、会員の親睦及び福祉の増進を図り、地域の課題である生活環境の整備や防犯・防災などに取り組み、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦に関すること。
- 2 専門部会の活動に関すること。(清掃、防犯防災等を含む)。
- 3 本会内外の各種団体との連絡調整及び広報に関すること。
- 4 行政情報の活用及び連絡調整及び広報に関すること。
- 5 所有する資産または受託した施設の管理および運営に関すること。
- 6 地域の将来計画の作成に関すること。
- 7 その他本会の目的達成に必要な諸事業。

(役 員)

第5条 本会を運営するため、以下の役員を置く。

- 1 理事35名以内。
うち会長1名、副会長5名以内、専門部会長5名以内、自治会所属団体の会長5名以内、支部長6名以内、会計2名以内、地域内の商店会会長3名、並びに総務部会員。
- 2 監事2名以内。但し理事と兼務することはできない。
- 3 本会は、当会の目的と事業に寄与する学識経験者・実務経験者等を顧問及び相談役とすることができる。

(役員を選任)

第6条 本会の理事・監事は、会員の中から総会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 本会の役員は、次の職務を行う。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、予算、決算その他重要な事項を審議する。
- 4 会計理事は、金銭出納の事務を処理し、会計書類を管理し、任期満了または理事でなくなったとき、遅滞なく当該書類を後任理事に引き渡すものとする。会計書類は、会長の許可なく業務上必要とすること以外コピー、配布、又は個人的に所有してはならない。
- 5 監事は、理事の職務の執行および会計監査を行い、総会において報告しなければならない。また役員会に出席し、本会の運営について必要とみとめるときは、意見を述べることができる。
- 6 支部長は、班長をまとめて、代表して会務に協力する。班長は、会員の意見を支部長を通じて会務に反映させる。
- 7 専門部会長は、各専門部会代表し、専門の業務を行い、原則として会長及び副会長に報告し承認を得るものとする。
- 8 顧問・相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年、班長の仕事は1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 任期中に役員が欠けた場合には、役員会で補充することができ、その役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第9条 本会の会議は、定時総会、臨時総会、理事会、役員会、専門部会、及び支部長会とする。

- 2 定時総会および臨時総会は、一世帯一名及び一事業所一名の会員を以って構成する。
- 3 役員会は、正副会長、会計、部会長、支部長、所属団体会長及び総務部会員を以って構成する。
- 4 理事会は理事で、専門部会は専門部会員を以って構成する。
- 5 役員会は、会長が必要と認めた時に招集して会長が議長に、専門部会及び支部長会は、それぞれの部会長が議長となる。
- 6 会議における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(総 会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関であり、定時総会及び臨時総会とし、総会員で構成する。

- 2 会長は、定時総会を毎年1回新会計年度以後2ヶ月以内に招集しなければ

ならない。

- 3 会長は、会員の5分の1以上の請求があったとき、又は役員会において過半数で総会開催の決議があったときは、臨時総会を招集することができる。
- 4 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えられる。
- 5 総会の議事は、出席会員の過半数で決する。
- 6 総会の議長は、出席会員の中から選出する。

(招 集)

第11条 会長は、総会を招集するには、総会員に対して会長名で、少なくとも会議を開く日の2週間前までに、その会議の日時、場所及び目的である事項を示し、会員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合には、役員会の承認を得て5日間を下回らない範囲において、通知期間を短縮することができる。

(総会決議)

第12条 次の各号に掲げる事項については総会の決議を経なければならない。

- (1) 収支決算及び事業報告、監査報告
- (2) 収支予算案及び事業計画案
- (3) 資産管理報告
- (4) 会則及び細則の改廃
- (5) 役員を選出
- (6) その他本会の重要事項に関する事。ただし、重要事項の中で急を要するものについては、役員会で決議執行し、次の総会で承認を受けるものとする

(会議の議事録作成)

第13条 総会及びその他会議の議事について、議長は、議事録を作成しなければならない。

- 2 総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した会員がこれに署名押印しなければならない。
- 3 会長は、議事録を保管し、会員又は利害関係人の書面による請求があったときは、議事録の閲覧をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

(専門部会)

第14条 本会に、次の部会を置く。役員会は、必要と認めたとき、臨時に専門部会を設けることができる。

一 総務部会 二 防犯防災部会 三 環境衛生部会 四 福祉厚生部会
(協力組織および委員)

第15条 本会は、広域的問題に対処するため、自治会の連合組織に参加し、情報交換等の連絡調整を行うものとする。

- 2 本会は、地域の諸組織および各種関係団体と協力して、本会の目的の実現

に努める。

(班 長)

第16条 本会の運営を円滑に行うために班を置く。

2 班の編成は、当該会員の協議を経て、役員会の議決および総会の承認を受ける。

3 当該班単位において、会員の中から班長を選出する。班長は、原則として輪番制をとる。ただし、高齢及び障害等で、業務の遂行が困難であると認められる場合は、本人の申し出により減免することができる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月末日に終わる。

(収 入)

第18条 本会は、次の収入により運営する。

一 会費 二 賛助会費 三 補助金 四 寄付金 五 その他

(会 費)

第19条 本会の会費は、下表による。納入は、原則として年一回払いとする。

分 類	月 額	納入方式	備考
一般住宅会員 (個人会員)	200 円	原則 年1回一括納入	
集合住宅会員 (個人会員)	100 円		
事業所会員 (個人会員)	200 円		
賛助会員 (事業所会員)	400 円以上		
賛助会員 (旧個人会員)	200 円		

集合住宅：マンション・アパート等 事業所：商店、工場、事務所、銀行等

2 納入された会費は、理由の如何にかかわらず払い戻さないものとする。

(支 出)

第20条 本会の支出は、総会で議決された予算に基づき本会の目的にそって行う。

2 会員には、細則で定める慶弔金および助成金等を支払うことができる。

(会計および資産帳簿の整理)

第21条 本会の収入、支出及び資産を明らかにするために、会計および資産に関する帳簿を整備する。会員が帳簿の閲覧を請求したときは、役員立会いの下で閲覧することが出来る。

(帳簿資料の保存)

第22条 本会は、運営に関する重要な帳簿および資料（以下「帳簿資料」という。）を次の各号に掲げる保存期間ごとに区分して保存しなければならない。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 総会議案書及び議事録 (資料も含む) | 10年 |
| (2) 理事会議案書及び議事録 (資料も含む) | 10年 |
| (3) 年次・月次決算書、監査報告書(過去分全て) | 10年 |
| (4) 預金通帳(使用済み含む)、保険証券(満期・解約後) | 10年 |
| (5) 現金預金出納帳、契約書、財産目録 | 7年 |

(6) 納品書・請求書・領収書、その他

5年

2 前各号の保存は、会長が(1)(2)(3)(4)を保存し、会計理事は、(5)(6)を保存する。

3 本会は、会長及び会計理事に代わって帳簿資料を保存する者を選任することができる。

(監査と報告)

第23条 本会の会計監査は、4半期ごとの監査と年度監査を行い、総会に報告する。

(加入)

第24条 本会に加入しようとするものは、班長、または会長に届出る。

本会の区域に入居した世帯、または開業した事業所があったときは、その世帯または事業所に本会の趣旨を説明し、加入の案内をするものとする。

(退会)

第25条 会員の退会は次の場合とする。

1 本会の区域内に居住しなくなったとき。

2 本人の申し出があったとき。

3 第2条第1項但し書きのとき。

4 本会の運営を著しく損ない、或いは信用を著しく失墜させた者は、役員会の承認を経て退会させることができる。

(付則)

1 会則の改廃

本会の会則の改廃は、総会の議決を得なければならない。

2 細則の制定

この会則は、令和7年5月18日一部改正施行する。

この規約を実施するに当たって必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を改廃しときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

3 会則、細則等、または法令のいずれにも定めのない事項については総会の決議により定める。

4 施行日

本会則は、昭和32年10月1日より制定実施する。

(1) この会則は、昭和42年6月1日より施行する。

(2) この会則は、昭和59年6月14日一部改正施行する。

(3) この会則は、平成13年5月13日一部改正施行する。

(4) この会則は、平成17年4月24日一部改正施行する。

(5) この会則は、平成24年5月20日一部改正施行する。

(6) この会則は、平成26年5月18日一部改正施行する。

(7) この会則は、平成27年5月17日一部改正施行する。

(8) この会則は、令和7年5月18日 一部改正施行する。

第五号議案

大芝原自治会会則、細則の一部改正の件

大芝原自治会は、地域社会を代表する住民組織である。住民の良好な生活環境を維持・発展させ、地域社会の中で住民がともに協力し、安全で安心なよりよい街づくりを目指すために会則を定めています。

前回の会則見直しが平成27年(西暦2015年)5月17日であり、最新の状況を反映し一部改正を提案します。

改正内容

① 第2条

- 1 ……、万一判明した場合には退会させることができる。
- 2 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する地域外の個人等で、議決権は有し ない。



下線文を追記

- 1 ……、万一判明した場合には無条件で退会させることができる。
- 2 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する地域外の個人等で、議決権は有し ない。但し、役員が賛助会員になった場合は、役員会の承認の基、最長で役員任期満了までの残任期間の役員業務を継続できる。

② 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 2 専門部会の活動に関する事。 (清掃、防災、文化、交通安全等を含む)。



下線文に変更

- 2 専門部会の活動に関する事。(清掃、防犯防災等を含む)。

③ 第5条 1 自治会下部組織

④ 第9条 3 下部組織会長



下線文に変更

第5条 1 自治会所属団体

第9条 3 所属団体会長

⑤ 第9条 本会の会議は、定時総会、臨時総会、理事会、役員会、専門部会、及び支部会とする。



下線文に変更

第9条 本会の会議は、定時総会、臨時総会、理事会、役員会、専門部会、及び支部長会とする。

- ⑥ 第11条 会長は、……………(省略)……………
 ……5日間を下回らない範囲において、期間を短縮することができる。

↓ 下線文に変更

……5日間を下回らない範囲において、通知期間を短縮することができる。

- ⑦ 第14条 本会に、次の部会を置く。役員会は、必要と認めるとき、臨時に専門部会を設けることができる。一 総務部会 二 防犯防災部会
 三 環境衛生部会 四 福祉厚生部会 五 文化部会

↓ 下線文に変更

第14条 本会に、次の部会を置く。役員会は、必要と認めるとき、臨時に専門部会を設けることができる。一 総務部会 二 防犯防災部会
 三 環境衛生部会 四 福祉厚生部会 五 〃抹消〃

- ⑧ 第19条 会費の説明を表様式に変更

第19条 本会の会費は下表による。納入は、原則として年一回払いとする。

分類	月額	納入方式	備考
一般住宅会員（個人会員）	200円	原則 年1回一括納入	
集合住宅会員（個人会員）	100円		
事業所会員（個人会員）	200円		
賛助会員（事業所会員）	400円以上		
賛助会員（旧個人会員）	200円		

集合住宅：マンション・アパート等 事業所：商店、工場、事務所、銀行等

- ⑨ 第22条 本会の「帳簿資料」保存期間。
 (5) 現金預金出納帳、契約書、財産目録 7年

↓ 誤字訂正

現金預金出納帳、契約書、財産目録 7年

- ⑩ 大芝原自治会細則

2 (団体補助金) 本会の所属団体名整理

本会の所属団体へ補助金を支給するに際し、各団体(若芝会、婦人会、青年会、太鼓教室、親友会、子ども会育成会(活動休止中))は前年度会計報告書、活動報告書を会長に提出し、総会の承認を得るものとする。